

上用第39364号  
平成27年11月13日

中郷区地域協議会  
会長 岡田 豊 様

上越市長 村山秀幸  
(財務部 用地管財課)

### 意見書に対する回答について

平成27年10月1日付けの意見について、下記のとおり回答いたします。

#### 記

##### 〈意見〉

- 1 勝馬投票券場外発売所「オーブス中郷」は平成5年に竣工し、発売を開始しました。
- 2 平成2年9月に新潟県競馬組合より場外発売所の選定依頼以降、平成3年12月の正式誘致表明までの間、村を二分する賛否がありました。当時、施設の性格から施設を誘致する自治体が無く、旧中郷村は苦渋の決断を下しました。
- 3 場外発売所からの交付金は、村民の苦渋の代償であり、中郷区民への慰謝料とも言えます。
- 4 旧中郷村は平成5年度よりこの交付金と各基金の統廃合及び一般会計の剩余金を基金として積み立ててきました。旧中郷村の環境整備と福祉及び教育に関する事業に使用してきました。この考えは合併後も変わらず、中郷中学校の建設やひばり荘の改築に使用されてきました。
- 5 この様に苦渋の代償は、区民の生活向上のために有効活用されてきました。これからも教育等特徴のある地域づくりのため使途について検討中です。上越市の財政は理解しますが、本交付金の一般財源化は中郷区民が容認出来る状況ではありませんので、上記の通り中郷区に特定して使用されることを要望します。

##### 〈回答〉

- 勝馬投票券場外発売所であるオーブス中郷の誘致につきましては、合併前の中郷村において様々な議論がなされ、そうした経緯の下で設置が決定したものと承知しております。

- 平成 5 年 5 月の施設開設以降、当該施設は地域や住民に対し大きな支障を及ぼすことなく今日に至っているものと認識しておりますが、この間、社会一般の認識にも変化があり、施設が所在することのマイナス面だけを論じるという見解が変わりつつあるのではないかと考えます。
- 村民の皆様に苦渋の決断があったこと、そして、その代償あるいは感謝料として旧中郷村が交付金を受入れてきたことを直ちに否定するものではありませんが、当該施設を取り巻く環境の変化、また、施設開設以来、二十年以上が経過する中で、特別区競馬組合等からの交付金が、将来にわたる感謝料として中郷区民のために支払われるものという考え方の転換期にきているものと認識しています。
- 平成 5 年度のオープス中郷の開設に伴い、当時の中郷村は、新潟県競馬組合から同村へ交付される交付金について、中郷村福祉施設基金条例に基づき積立てを行い、その後、学校建設と福祉施設基金に関する条例を廃止して、平成 7 年度に新たに、中郷村福祉及び教育施設基金条例を制定し、交付金や一般会計の剩余金等を同条例に基づき、福祉と教育の施設整備に充てるための財源として積立てを行ってきました。
- 市町村合併までの当該基金の活用状況につきましては、交付金や基金利子、一般会計の剩余金のほか、基金の統廃合による積み増しなど合計 7 億 1,688 万円を積立てた一方、福祉及び教育施設整備の財源として、在宅介護支援センターの改修に 560 万円、デイサービスセンターの増改築に 5,232 万円、中郷中学校建設に 2 億 5,900 万円、中郷小学校の改修に 500 万円をそれぞれ取崩し、総額 3 億 2,192 万円を活用してきました。
- その後、平成 17 年 1 月の合併に際し、合併協議会などの議論を経て、中郷村福祉及び教育施設基金条例を継承し、上越市勝馬投票券場外発売所立地関連地域振興基金条例を制定し、特別区競馬組合等から上越市に交付される交付金を、同基金に積立てるとともに、必要に応じて取崩しを行い、中郷区の環境整備及び福祉と教育に関する事業の財源として活用してきました。
- 合併後における同基金の活用等につきましては、合併後に中郷村から 3 億 9,496 万円を基金として引継ぎ、平成 26 年度までの 10 年間で 1 億 2,068 万円を積立てた一方、中郷中学校建設費に 3 億 1,500 万円、中郷ひばり荘の解体及び建設補助金に 1 億 4,682 万円、総額 4 億 6,182 万円を繰入れ、中郷区内の施設整備の財源に充ててきたところであり、平成 26 年度末における基金残高は 5,379 万円余りとなっています。
- 市がこのたび、事務事業の総点検において同基金の見直しに至った考えにつきましては、以下のとおりであります。

- 勝馬投票券の販売は、近年、インターネットの普及に伴い勝馬投票券場外発売所での売上が減少しており、オープス中郷においても合併時の平成 16 年度に 1,815 万円交付されていた交付金が、平成 26 年度では、620 万円と約 3 分の 1 に大きく減少しており、今後、基金を維持していく上で必要な財源を確保することが次第に難しくなってきています。
- こうした中、平成 23 年度に、地域事業費制度の見直しに伴い、道路や学校、体育施設などの整備に関し、地域ごとの事業費枠を設け管理するそれまでの方式を改め、各種整備計画を策定し、全市的な視点に立ち優先度を考慮する中で、事業そのものの管理へ移行したところであります。
- また、平成 24 年 2 月には、類似施設である場外舟券売場「オラレ上越」が富岡地内に開設されたところであり、この売上金の一部は事務協力費として、平成 26 年度までの約 3 年間で 7,202 万円が市に交付されておりますが、市はこれを地域を限定した特定財源や基金の財源とすることなく、全体の一般財源として収入しています。
- このように、合併後 10 年を経る中で、本基金を取巻く状況が大きく変化していることから、昨年度行った、事務事業の総点検では、平成 30 年度末までに基金を廃止し、特別区競馬組合等からの交付金を一般財源化することとしたものです。
- 合併後の現在においては、区に存在する課題は、すなわち上越市全体の課題であるとの認識に立つべきものと考えます。市が様々な住民ニーズや地域の課題へ応えるために必要な施策や事業を行う際は、基金の有無に関わらず、また、いずれの地域であっても、その必要性を見極め確実に実施していくことが基本と考えます。その意味から、これまででも中郷区においては本基金の設置に関わらず、必要な事業には一般財源を用いて確実に事業を実施してきました。
- このようなことから、本基金のように地域を限定し、かつ事業終期を持たない財源措置は見直すべきものと考えます。